

体育・スポーツ振興に関する協定書

上越市（以下「甲」という。）及び学校法人日本体育大学（以下「乙」という。）は、体育・スポーツを通じて相互の振興を図ることに合意したので、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲及び乙（乙が設置する学校を含む。以下同じ。）が、体育・スポーツ及び健康づくりの分野において、それぞれの有する教育資源を有効かつ適切に活用し、甲及び乙の一層の発展及び更なる社会貢献を図り、特に2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を念頭に、本協定により競技指導者の派遣等を通じ、市民のスポーツに対する関心を高めていくとともに、スポーツ選手の育成強化を進めていくことを目的とする。

（甲及び乙の相互協力）

第2条 この協定書に基づく甲及び乙相互の協力項目は、次の各号のとおりとする。

- （1）相互の学校・施設における教育・研究及び課外活動に関すること
- （2）相互の教職員の交流又は指導員の派遣に関すること
- （3）相互の学生生徒の交流に関すること
- （4）相互の行事・イベントに関すること
- （5）相互の施設利用に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に基づき、個別の協定書等を締結することができる。

（推進協議会の設置）

第3条 前条の相互協力を具体的に推進するため、甲及び乙は、それぞれの構成員からなる「推進協議会」を設置し、協議のうえ協力を実施する。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、この協定書に基づいて得られた相手方の情報（非公開であるもの）について、相手方の書面による同意を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。

（協定期間）

第5条 この協定書の有効期間は、締結の日から、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の3カ月前までに双方から特段の意思表示がない場合には、さらに1年間更新し、以後この例による。

（協議事項）

第6条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意を持って協議し、解決を図る。

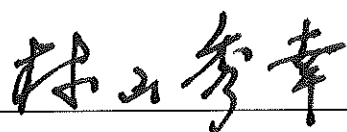
上記のとおり協定書が成立したので、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年7月13日

新潟県上越市木田1丁目1番3号

甲 上越市

市長



東京都世田谷区深沢七丁目1番1号

乙 学校法人日本体育大学

理事長

